

## プロジェクト 税効果会計

## 項目 第 352 回企業会計基準委員会及び第 45 回専門委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 352 回企業会計基準委員会（2017 年 1 月 10 日開催）及び第 45 回税効果会計専門委員会（2017 年 1 月 13 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された開示に関する検討について聞かれた主な意見をまとめたものである。

**開示に関する検討の進め方について聞かれた意見**

2. 開示に関するこれまでの検討の経緯及び識別された論点並びに今後の進め方について意見を求めたところ、以下の意見が聞かれた。

(1) 追加的な開示項目に関する事務局提案は、国際財務報告基準（IFRS）における開示の要求事項と整合性が図られた形で開示が拡充されるものであるため賛成する。（第 352 回企業会計基準委員会）

(2) 議論が拡散しないように、国際的な会計基準で開示が要求されている項目に絞り込むことには賛成するが、当該項目の有用性を個別に検討し、開示する項目を決定する必要があると考える。（第 352 回企業会計基準委員会）

**評価性引当額の内訳に関する情報の開示について聞かれた意見**

3. 一時差異の変動に関する情報の開示について次の意見が聞かれた。

**（評価性引当額の内訳の開示内容に関する意見）**事務局の提案に賛成する意見

(1) 評価性引当額については将来減算一時差異を項目別に開示することが最も望ましいが、重要な増減が生じている理由を開示することで同等の開示となり得るため、事務局が作成したイメージ案に賛成する。（第 45 回専門委員会）

(2) 評価性引当額と一時差異が同じように増減するケースもあることから、繰延税金資産の増減が財務諸表へ与える影響については、評価性引当額以外の注記も併せて分析しないと理解することが難しいが、部分的に内訳を開示する場合、事務局が作成したイメージ案のようにならざるを得ないと考える。（第 45 回専門委員会）

事務局の提案に反対する意見

(3) 将来減算一時差異が解消したことにより税務上の繰越欠損金が増加するケースもあるため、将来減算一時差異と税務上の繰越欠損金に区分してその増減理

由を説明することが有用であるとは限らないのではないか。(第45回専門委員会)

なお、上記意見に対して、以下の意見が聞かれている。

- 財務数値を分析する上では、将来減算一時差異が解消したことにより税務上の繰越欠損金が増加したのであれば、当該事項を説明して頂くことは有用と考える。
- 税務上の繰越欠損金は繰越期限がある等、将来減算一時差異とは性質が異なることから、将来減算一時差異と税務上の繰越欠損金に区分して説明を行うことによって財務諸表の理解可能性が高まると考える。

- (4) 評価性引当額に重要な増減が生じている理由を開示する場合、課税所得の増減又は多額の一時差異の増減を記載することが考えられるが、課税所得の増減の開示については、その有用性に疑問がある。また、多額の一時差異の増減については、実質的に将来減算一時差異の内訳を開示することにつながるのではないか。(第45回専門委員会)

**(審議資料のイメージ案に対する意見)**

- (5) 評価性引当額の増減が重要な場合にその理由を開示することが分かるようなイメージ案に修正してはどうか。なお、重要性の判断は作成者及び監査人の開示実務に委ねることで良いと考える。(第45回専門委員会)
- (6) 評価性引当額の重要な増減理由を求める場合、記載すべき理由についてより詳細な具体例を示す必要があるのではないか。(第45回専門委員会)

**税務上の繰越欠損金に関する情報の開示について聞かれた意見**

4. 税務上の繰越欠損金に関する情報の開示について次の意見が聞かれた。

**(特定の場合に税務上の繰越欠損金に係る情報を開示する提案に対する意見)**

特定の場合に税務上の繰越欠損金に係る情報を開示することに賛成する意見

- (1) 事務局のイメージ案のように、重要な税務上の繰越欠損金が生じている場合の特定の連結子会社の情報等は有用な情報であるため、開示することに賛成する。(第45回専門委員会)

特定の場合に税務上の繰越欠損金に係る情報を開示することに懸念する意見

- (2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上している根拠は、将来に課税所得が生じると見込まれていることに他ならないため、必ずしも有用とはいえないのではないか。仮に税務上の繰越欠損金がある(過去に税務上の欠損金が生

じた)にもかかわらず繰延税金資産を計上している場合に、その根拠の開示を行うのであれば理解できる。(第45回専門委員会)

- (3) 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を保守的に認識している実務が見られることから、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上する理由を開示する場合、記載内容が紋切り型の開示になり、有用とはいえないのではないか。(第45回専門委員会)

**(審議資料のイメージ案に対する意見)**

イメージ案のように繰越期限別の金額を1年ごとに開示することに賛成する意見

- (1) 財務諸表利用者は将来5年間にわたり貸借対照表を年次ごとに予測しているため、財務諸表作成者が繰越期限別の金額を1年ごとに開示できるのであれば、開示する方向で検討していただきたい。(第45回専門委員会)

イメージ案のように繰越期限別の金額を1年ごとに開示することに反対する意見

- (2) 税務上の繰越欠損金について、国際的な会計基準では繰越期限別の金額を1年ごとに開示することが必ずしも求められていないことや、例えば(分類2)では必ずしも1年ごとにスケジューリングが行われていない可能性があることを考慮すると、必ずしも当該開示の有用性がコストを上回るとも限らないため、慎重に対応する必要があると考える。(第45回専門委員会)
- (3) 海外子会社では、必ずしもスケジューリング表が作成されていないことから、繰越期限別の金額を1年ごとに開示する場合、その計算が複雑になる可能性があるため、一定年数でまとめた単位で開示を行うことがよいと考える。(第45回専門委員会)
- (4) 仮に1年ごとの開示を行う場合、前期の情報も比較情報として開示するのであれば、煩雑になるのではないか。(第45回専門委員会)

**(その他の意見)**

- (5) IFRSにおいて税務上の繰越欠損金自体の期限別内訳の開示が要求されていない背景について確認をしたい。(第45回専門委員会)

**税法の改正に関する情報の開示について聞かれた意見**

5. 税法の改正に関する情報の開示について、次の意見が聞かれた。

**(税法の改正に関する情報の開示内容に対する意見)**

事務局の提案に賛成する意見

- (1) その他の税法改正の内容も含む繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

額を開示することに賛成する。なお、財務諸表に重要な影響を与える情報が開示されれば十分であるとする。 (第45回専門委員会)

**(審議資料のイメージ案に対する意見)**

- (2) IFRSでは、後発事象として税法の改正があった場合の影響額について開示が求められていると理解しているが、当期の財務諸表に影響を与える税法の改正についての影響額について開示を求める事務局の提案はIFRSの要求事項から飛躍しているのではないかと懸念している。仮に当該開示を求める場合、当該影響額を集計する対象範囲が広すぎるため、実務上の混乱を避けるために具体的な開示対象を定める必要があると考える。(第352回企業会計基準委員会)
- (3) 一時差異の変動に関する情報の開示や税務上の繰越欠損金に関する情報の開示の説明の中で重複する場合もあるため、必ずしも、事務局のイメージ案のように独立した項目として注記する必要はないと考える。(第45回専門委員会)

**合理的な説明に関連する開示について聞かれた意見**

6. 合理的な説明に関連する開示について次の意見が聞かれた。

事務局の提案に反対する意見

- (1) 合理的な説明に関連する開示は例外的な会計処理を行った場合の開示を求めるものであり、分類の開示を追加項目としないことを理由に当該情報を開示することは困難とする説明には違和感を覚える。(第352回企業会計基準委員会)
- (2) 企業が置かれている状況(非財務情報)を記載しなければ合理的な説明に関する開示は難しいものの、合理的な説明に関連する開示は毎回必要とされるものではなく、また、一般的に、財務諸表の注記は一定程度非財務情報も含まれ得るため、再度整理が必要であるとする。(第45回専門委員会)

**単体における税効果会計に関する開示について聞かれた意見**

7. 単体における税効果会計に関する開示について次の意見が聞かれた。

連結と単体の双方に開示すべきとの意見

- (1) 財務諸表を分析するにあたっては、連結の情報を必要とする場面と単体の情報を必要とする場面が異なり、税金費用の情報価値は単体と連結の双方に有用性があるとする。例えば、親会社の財務状況が悪化している場合や、子会社が有する資金を完全に自由に支配しているとまで言えない場合など、単体の情報がなければ信用力等を評価できないケースもあるため、単体における開示の簡素

化に反対する。(第45回専門委員会)

単体に関する開示を簡素化すべきとの意見

- (2) 追加すべき開示項目の候補について連結財務諸表上で開示を求める場合、個別財務諸表上の開示内容と実質的に重複することが想定される。特に親会社の企業集団全体に占める割合が大きい場合、重複すると考えられるため個別財務諸表での開示は不要と考える。(第45回専門委員会)
- (3) 連結財務諸表の注記を作成するために単体の情報があるため、追加的なコストはそれほど要しない。しかし、連結納税制度を適用している場合、例えば、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の繰越期限別の金額を個別財務諸表で年次別に開示することは難しいことを踏まえると、単体での開示を簡素化すべきであると考え。(第45回専門委員会)
- (4) 親会社がホールディングカンパニーで連結納税制度を適用している場合、個別財務諸表における繰延税金資産の開示情報にはほぼ利用価値がないため、連結財務諸表で開示を拡充する代わりに、このような企業の個別財務諸表における開示を免除するという考え方もあるのではないかと。(第45回専門委員会)

その他の意見

- (5) 単体の開示を簡素化することを検討する場合、例えば、従来開示していた部分は単体もそのままとし、仮に今回開示を充実させる場合にはその部分について連結のみ充実させる方法もあるのではないかと。(第45回専門委員会)
- (6) 単体における開示の簡素化は、会計基準の設定全体で考える問題であり、税効果に関する部分のみ短期間で検討すべきものではないのではないかと。(第45回専門委員会)

**その他の意見**

8. 上記の他、次の意見が聞かれた。

**(企業が管理していない情報の開示)**

- (1) 将来減算一時差異に対する評価性引当額の内訳を按分計算した場合の開示や、セグメント等に細分化した開示のように、企業が管理していない情報の開示を求めることには賛同できない。(第352回企業会計基準委員会)
- (2) 企業が税効果に関する情報をセグメント別に管理しているとは限らないため、セグメント別の情報について一律に開示を要求することは難しいと考える。ただし、これらの情報を企業が管理している場合には、当該情報について追加的

な開示を行う意義はあると考える。(第352回企業会計基準委員会)

(その他の意見)

- (3) 繰延税金資産の計上の不確実性に関する経営者の判断に係る定性的な開示については、税務上の繰越欠損金に関する事項として記載するだけでなく、全体的にどのような判断をしているのかに関する定性的な開示が必要と考える。この点については、IFRSの開示例を示したうえでアウトリーチを行うことを要望する。(第45回専門委員会)

以 上